

第 12 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 12 日

上富良野町農業委員会

第 12 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和6年6月12日(水) 午後1時30分から午後1時53分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	5	對馬 徹	6	前田 満
7	沼沢 春美	8	向山 直	9	菊地 信幸
10	内田 透	11	谷口 弘道	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について
日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	川崎 琢巳
------	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後１時３０分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第１２回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、１３名であります。
定数に達しておりますので、これより第１２回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第１ 会議録署名委員の決定は、会議規則第１３条第２項により議長において、
９番 菊地信幸 君 １０番 内田 透 君 を指名いたします。

議 長

日程第2 「議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。

議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。

令和6年6月12日 提出 上富良野町農業委員会会長 斉 藤 繁

要請内容は、出し手の離農により売却することになった農地について、農地保有合理化事業により、公益財団法人北海道農業公社と買入調整を行うものです。

北海道農業公社が買入れた後は、受け手と5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。以下、内容を朗読いたします。

1 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計22筆。地目は公簿が山林・畑で現況が畑・田。面積は22筆合計で271,179㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

2 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計8筆。地目は公簿現況ともに田。面積は8筆合計で43,040㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号、所10について、提案に関する補足説明を願います。

「4番、荻子弘記 委員」

荻子委員

4番、荻子です。議案第1号 所10について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、2月19日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開催され、売買が成立したところでしたが、出し手、受け手の希望により、北海道農業公社の農地保有合理化事業により、進めていくということになりました。

所10

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

事業参加予定者、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇道路沿いとなります。

慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、所10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第1号、所11について、提案に関する補足説明を願います。
「8番、向山 直 委員」

向山委員

8番、向山です。議案第1号 所11について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、2月20日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開催され、売買が成立したところでしたが、出し手、受け手の希望により、北海道農業公社の農地保有合理化事業により、進めていくということになりました。

所11

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
事業参加予定者、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の〇〇道路沿いとなります。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、所11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第3 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。

令和6年6月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに田・畑。面積は4筆合計で10,206㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

2番

出し手、〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇（共有持分4分の3）、〇〇〇〇（共有持分4分の1）さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で11,706㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

3番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は1筆合計で841㎡です。権利移転・設定の理由は贈与となりました。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 1番、2番 について、提案に関する補足説明をお願いします。

「12番 佐藤良二 委員」

佐藤
職務代理

12番 佐藤です。議案第2号 1番、2番 について、補足説明いたします。

1番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇〇〇の 〇〇会社〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇道路沿い となります。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、売買することになりました。

2番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

共有持ち分4分の3

〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

共有持ち分4分の1

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇道路沿い となります。

これまで賃貸借をしていましたが、再処分に伴い、売買することになりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第2号 3番 について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 内田 透 委員」

内田委員

10番 内田です。議案第2号 3番 について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん
受け手 ○○○○の○○○○さん

所在地は、○○地区の○○○○道路沿い となります。
○○○○さんの再処分に伴い、贈与することになりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 3番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和6年6月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。
以下、内容を朗読。

1番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、計1筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は1筆合計で463㎡です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 について、提案に関する補足説明を願います。
「1番、長谷川岩夫 委員」

長谷川委員

1番 長谷川です。議案第3号 について、補足説明いたします。

所有者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
転用者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近となります。
〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが後継者として戻ってきた為、農家住宅を建設することとなりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第3号 について、これより質疑に入ります。

佐藤委員

転用にあたり内地番での処理としているが、問題はないか。

事務局 今回の転用は同経営体での使用貸借となるため問題はない。

議 長 他にありませんか。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第12回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後1時53分

上記第12回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年6月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____